

住宅取得資金の贈与を受けた場合

Q : 私は、昨年4月に父から住宅取得資金2,000万円の贈与を受けて建売住宅を取得し、昨年12月に入居致しました。相続時精算課税制度の特例を受けようと思いますが、手続きはどのようにすればよいのでしょうか？

A : 贈与税の申告書に特例の適用をする旨を記載し、一定の書類を添付して、贈与税の申告期限内（平成16年3月15日まで）に、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

【解説】

平成15年度に創設された相続時精算課税を適用すると、最高3,500万円までの住宅取得資金を無税で贈与することができます。

ただし、この適用を受けるには、①贈与税の申告書（第1表、第2表／特例の適用を受ける旨の記載が必要）②相続時精算課税選択届出書③贈与者の住民票④受贈者の戸籍謄本及び住民票⑤相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書⑥住宅用家屋等の登記簿謄本などの書類を、平成16年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。たとえ贈与税がかからなくても、申告しなければなりませんので、忘れずに申告してください。

また、いったんこの制度の適用を受けると、その後の贈与にはすべて相続時精算課税が適用され、取り止めることができませんのでご注意ください。

